

2006年2月24日
千葉大学園芸学部長
菊池眞夫

質問に対する回答

本件の調査のために、学長の指示の下に、園芸学部外の千葉大学関係者が入った調査委員会を園芸学部に設置し、本山教授からの事情聴取を行い、さらに、千葉大学総合安全衛生管理機構長（医学博士）および千葉大学産業医、千葉大学セクハラ相談員（教員）、千葉大学学生相談員（退職された千葉大学元教員の中からご就任いただくグランドフェローの一人）をパネルとして、当該農薬調査に参加した学生一人づつ全員から事情を聴取しました。それらの結果をもとに、以下のとおり回答させていただきます。

質問

1. 貴大学には、学生や研究者が被験者となる健康影響調査に関する倫理規定や個人情報保護規定はありますか。あるとすればその内容をお示しください。

① 千葉大学では現在、医学部、薬学部、看護学部、教育学部、病院、真菌センターに倫理規定が整備されていますが、園芸学部にはありません。現在倫理規定を整備する準備をしています。医学部等の「倫理規定」は、「ヘルシンキ宣言」、文部科学省・厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針」を踏まえて作成されています。参考のために、これらの規定のコピーを添付します。（注：千葉大学には「千葉大学倫理規程」がありますが、これは大学教職員の職務に係る倫理規定で、ヒトを対象とする実験等に関わるものではありません。）

② 個人情報保護に関しては全学的な規定がありますが、今回の問題ではこれに違反しているとは考えておりません。参考のために「千葉大学個人情報管理規程」を添付します。

2. 医学研究の場合、「ヘルシンキ宣言」なる倫理原則がありますし、文部科学省・厚生労働省は「疫学研究に関する倫理指針」を発表しています。学生や研究者が自ら被験者となる健康影響調査の実施についても、研究計画の段階から結果の報告にいたるまで、独立機関で審査すべきだと思いますが、貴大学はどのようにお考えですか。

以下の質問への回答で述べますように、今回の調査は、独立した倫理委員会で審査されるべきであったと考えます。

3. 万が一、健康影響調査に協力した学生や研究者に被害が出た場合、大学としてどのように対応なさいますか。

大学として責任をもって対応しなければならないと考えます。

4. 本山教授が行った上記の健康影響調査について、貴大学はどのように考えますか。貴大学に倫理規定や個人情報保護規定があれば、それに即してお答えください。

① 事前に倫理委員会の審査にかけるべき性質の調査であったと考えます。今後这样的ことを繰り返さないために、現在制度を整えるよう準備中です。また、既述のように千葉大学全体としてこの種の問題に関わる「倫理規定」はないのですが、現在制定する方向で検討が進められています。

② 調査に参加した学部学生・大学院生に対して、本山教授から口頭で調査計画、危険性について説明がなされ、自由意志において参加することを確認する努力はなされてはおりました。しかし、これは「ヘルシンキ宣言」にあるように、文書で確認されるべきものであり、その点で問題があったことは否定できません。学生との面接調査において、学生・院生が調査計画、その内容、危険性について十分に理解していたか否かを調査しましたが、十分に理解している学生とそうでない学生が混在していたことからも、インフォームド・コンセントが不十分であったと判断します。

③ 本調査に参加した個々の学生との面談調査の結果、特に参加した女子学生(1名)との面談調査の結果から、本調査の実施過程で、セクシュアル・ハラスメントは生じていないと判断いたしました。

④ 個人情報保護規定との関連では、本調査に特に問題はないと判断いたしました。しかし、倫理委員会による事前の審査と、調査実施中のモニタリングがなされていなかつたことから、本調査で得られた健康診断に関するデータは研究論文には用いられるべきではないと判断しています。

以上。